

西神戸集合庁舎 機械警備業務委託仕様書

この仕様書中、委託者を甲、受託者を乙とする。

1 名 称 西神戸集合庁舎 機械警備業務委託

2 業務対象物件

西神戸集合庁舎

(1) 所在地 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号

(2) 構造規模 庁舎（鉄骨造）令和2年10月改修

本館 地上4階建 延べ面積 2,317.76 m² 建築面積 713.74 m²

別館 地上2階建 延べ面積 945.08 m² 建築面積 733.20 m²

3 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 警備時間 平 日 午後6時30分から翌日午前7時30分まで
土日祝日 午前7時30分から翌日午前7時30分まで
(年末年始を含む)

ただし、火災、低圧漏電、受水槽等の満減水、電気工作物設置関係については、24時間警備とする。

5 警備方法

- (1) 機械警備による警備を行い、警備物件内への不法侵入並びに火災の発生を早期に感知し、その事件内容によって警察署又は消防署へ緊急出動を依頼するとともに、警備巡回隊員に対し、現地に急行して適切な措置をとるよう指令して警備の万全を図る。
- (2) 最終出入口にテンキー方式又はカード式による電子ロック錠を設置し、暗証番号又はカードによる機器のセット、解除ができること。
- (3) 各室のセット、警戒、解除を各事務所入口のキーボックスにおいて機器操作を行うことができ、併せて集中監視装置に受信され、記録がなされる機能をもつものであること。
- (4) 建物外周部、扉、窓等の開閉及び破壊、進入を感知でき、かつ、建物の美観を損なわないものとする。

6 鍵の保管

- (1) 乙は、警備業務実施にあたり、甲から必要な門扉及び通用口等の鍵の貸与を受け、その取扱に当たっては、厳重に行うものとして、乙はその受領確認書を甲に提出する。
- (2) 乙は、貸与された鍵を紛失又は棄損したときは、直ちに甲に報告するものとし、鍵が不要になった場合は直ちに返納する。

7 暗証番号の変更

乙は、甲の要請があれば、暗証番号を変更するものとし、これにかかる費用は乙の負担とする。

8 報告

異常信号の受信、事故発生及び緊急連絡の必要を認めた事項については、乙は、甲が作成する連絡先に緊急連絡するとともに、その詳細を甲に文書をもって報告する。

9 警報機器

- (1) 機器セット時、解除時に使用する器具等は容易に複製できないものであること。
- (2) 各種機器、配線に異常（短絡切断等含む）が発生した場合は、自動的に原因場所等の感知機能を有して集中感知装置に確実に送信し、発生年月日、故障時間、内容、確認者についても、判明するものであること。
- (3) 集中監視装置は、西神戸集合庁舎内の各事務所毎に設置された全ての端末機器の正常作動を終始確認し、感知した信号内容を警備専用回線を通じ自動的に受信し、下記の事項が明確に表示されるとともに記録されて迅速に対応できなければならない。
警備開始、正常警備中、侵入事故、火災事故、その他の事故、機器の異常、異常警報、警備解除、警備員巡回中
- (4) 異常信号を受信した場合はいかなる場合であっても、対象物件を調査のうえ西神戸集合庁舎に設置している機器でなければ復旧できない装置であること。

10 警備機器等の設置

- (1) 警備機器の設置並びに当該設備に係る付帯工事費及び契約解除時の撤去については全て乙の負担とする。
- (2) 乙は、電波法第4条に基づく免許を受けた無線局を有し、無線設備を備えた自動車を配して、当該無線局の電波を受信できるものであること。
- (3) 警報機器が正常に作動しない場合は、乙の責任においてこれに代わる警備対策を直ちに講ずること。

11 警備機器の点検

保守及び点検については、全て乙の責任において実施し、甲に報告するものとする。

12 経費負担

警備に使用する電話回線及び料金の負担は乙とする。

13 賠償責任

警備対象物件に生じた損害が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、1事故10億円を限度として、損害相当額の賠償の責を負うものとする。また、賠償の方法を明確にするものとする。

14 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、乙は県に対し全ての責任を負うものとする。

15 その他

本契約は、令和7年度予算が議決され、本契約に係る予算の執行が可能となることにより効力を生じる。なお、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することがある。

この仕様に定めるもののほか、業務の実施について疑義が生じた時は、双方協議のうえ、実施するものとする。

西神戸集合庁舎の機械警備に係るカード必要枚数

マスターキー	5
本館 1階執務室	5
2階執務室	5
3階執務室	5
別館 全体	5
合計	25